

長谷寺驗記諸本対照表

——その一——（序・上目録）

* 大 橋 和 華

A Contrast Table of Various Texts of

Hasedera-Genki (I)

Waka Ohashi *

はじめに

口承から書承へ、書承から口承へと、長い時間をかけて、語りつがれたり書きつがれたりしながら、説話が成長・衰微する中にあって、長谷寺驗記の興味深い点は、この説話集が書承と口承の接点に位置しているところである。長谷寺観音の靈驗を伝えた者が長谷の観進聖であつたろうという論証は永井義憲氏が「長谷寺観音靈驗譚試考」（清観・昭和一四・三）以来度々述べておられるが、寺の僧侶による説経講話がそのまゝ、信心深い老女たちによって孫たちへの昔語りになつていった例には、現在でも民話の

採集等の機会に出会いうるのである。

さて、こうした何度目かの口承への入口とも言える位置に一つの説話集が文献として存在して居り、研究土壌としても、文献的には永井義憲氏による「長谷寺文献資料」（昭和五〇年・長谷寺より刊行）があり、口承的には民話採集活動による多くの昔話資料が全国的にほゞ出揃つて来た現在、長谷寺驗記研究の時期も熟してきていると考えられる。

一方、長谷寺驗記は序に「上巻二八十九説法ヲ象リテ当寺ノ旧記ヲ拾イ、下巻二八三十三身ヲ擬シテ諸家ノ記録ヲ撰ス」と書承をはつきり謳っているにもかゝらず、現存する「旧記」及び「諸家ノ記録」と思われるものとの書承関係の緊密なものはまだあまり発見されていないようである。友久武文氏は「数少ない資料ではあるが、驗記とこれらの先行説話を較べて、最も注目をひくのは、同文保存の伝承がほとんどみられないということである。」（「長谷寺驗記における説話の成長」四国女子短大紀要第一集・昭和四〇・三）と述べられ、野口博久氏は、散佚して今は伝わらないが旧記の一である「長谷寺流記」について、驗記に収録される以前十年程の間に、流記そのものに加筆が行われた可能性のあることを述べておられる（「長谷寺驗記」と「流記」論纂説話と説話文学・昭和五四・六）。又、後行文献や民話との関係についての研究も部分的には進行しつつあるものの、全体的にはまだほとんど暗中模索の状態である。

このように書承でありながら書承の枠を越え、説話の方法だけでは捕らえ切れないスケールの中で文献として存在している。即ち、長谷寺驗記として存在している間にも、幾分かの質的・量的変化を遂げていることが予想されるのである。

既に諸本の関係については、永井義憲氏（「長谷寺驗記」新典社善本叢書2の解説等多数あり）、是沢恭三氏（群書解題第十八所収「長谷寺靈驗記」）等によつて、その大概を知る事は出来るのであるが、現在のところ、天正十五年書写本を除いては、異本らしい異本を持たない長谷寺驗記に於ては、大差ないとは言うものの、行譽奥書本を亮汰和尚寄進本を軸に精査することや、伏見宮本（上巻第二話のみ）、尊経閣本（下巻のみ）、「観音利益集」等について、改めて整理して見る必要を感じたのである。

この対照表は鎌倉末期書写の長谷寺所蔵になる亮汰和尚寄附本を底本に、流布本系統の刊本「大日本仏教全書本」と「続群書類従本」及び承応の版本を比較すると共に、異本である天正十五年書写本も出来得る限り同様の比較を試み、現在見られる限りの諸本を校定したものである。こうした諸本を比較して、表現・文字・ふりがな・送りがな・句読点（但し、句読点は大日本仏教全書本と続群書類従本のみ）等に一箇所でも相違が見られた場合は全て対照表にとりあげ、その中で特に、字・句に出入りがあったり、ふりがなでも意味に違いが出てくるような場合は、本文に傍線を引いて番号を付け、その箇所を明示した。

尚本文として全文を示した亮汰和尚寄附本は、読みやすくなるために、ふりがなと送りがなを現代風に書きわけ（例 カタヤカニ 穩ナ

ルヘシ→穩ヤカニナルヘシ）、送りがなを付けた方が読み易いと思われる場合は本文中に（ ）を付けて挿入し、逆に今では送りがなを付けなくなっているものは脇に（×）を付けて（例 昔シ）、示した。従つて（ ）内の文字及び記号を除けば全く原文に忠実に写した。又、字体が草書体で書かれている漢字については常用漢字の字体を原則として使用したが、字体がはっきりと読み取れるものは、その字体を尊重するよう心がけた。又、表示した I・V の長谷寺蔵の写本は、永井義憲氏解説の新典社出版の影印本を使い、IV の刊本は山岸徳平氏所蔵本によつた。

本文及び対照表

靈驗記二卷北之坊亮汰和尚
寄附于小池坊経藏也專可秘
藏之也

① 長谷寺 ② 驗記上并序 ③
ヒシカニモ 竊以シミレハ和州長谷寺（ハ）神明我（カ）朝ニアマ下（リテ）
 始（メテ）國主（ト）ナリ給（ヒシ）昔シ物（ノ）始メナレハ
 挽（ヒテ）日域ノ中（ニ）等ナフ吉（カ）ラム砌（ヲト）我山（ヲ）
ヒシ 苗（ン）テ天兒屋根命（ヨリ）始（メ）テハヲヨロツノ諸ノ神
 ラヒキ井テ此所ニ入マシクテ朝政ヲ始メシ時キ

天正十五年書写本 (長谷寺藏)	亮汰和尚寄進本 (長谷寺藏)			
	行響奥書本 (承応二年刊本)		永享七年写本	
	IV	III	II	I
V	和州	××	××	××
観音	××	××	××	××
上井序	卷上井序	序	序	上井序
××	行響記	××	××	××
竊以	竊以	竊以ニ	竊以ニ。	竊以
寺ト者	寺者	寺者。	寺者。	寺
吾	我	我	我	我
天降り	天下テ	天ノ下テ	天下テ。	アマ下
始テ	始テ	始テ	始テ	始
國主ト	國主	國主ト	國主ト	國主
成シ	成給シ	成り給シ	成り給シ。	ナリ給

昔シ	物始メナレハ	挽	日域ノ中	等ナフ	吉ラン	砌	我山	蘭テ	天兒屋根命
昔シ	物ノ始メナレハ。	祝テ	日域ノ中ニ	雙ヒ無ク	吉ラン	砌ヲト。	我山ヲ	簡ンテ	天兒屋命ヨリ。
昔シ。	物ノ始メナレバ	祝テ	日域ノ中ニ	雙ビ無ク	吉ラン	砌ヲト	我山ヲ	簡ンデ。	天兒屋命ヨリ
昔シ	物始メナレハ	挽テ	日域ノ中ニ	無ク雙ヒ	吉ラン	砌ヲト	我山ヲ	蘭テ	天兒屋根命ヨリ
昔	始ナレハ	祝テ	日域ノ中ニ	无レ双	ヨカラシ	砌ヲト	我山ヲ	蘭テ	天兒屋根命ヨリ

八万諸神ヲ	引キ居テ	入テ	アサ政ヲ	始シ時キ
八万ノ諸神ヲ	率ヒテ	入テ	朝サ政ヲ	始シ時キ
八萬諸神ヲ	率ヒテ	入テ	朝政	始シ時。
八萬諸神ヲ	率ヒテ。	入テ	朝政	始シ時。
八ヲヨロツノ諸ノ神ヲ	ヒキ井テ	入マシノテ	朝政ヲ	始メシ時キ

天聖太神宝石ノ瑞光ヲ御覽シテ手力雄ノ神ニ勅^②ソノ玉ハク此ノ
 山ハ我カ本有相應ノ地汝カ降化有縁ノ砌ナリ仍^③(ツテ)此(ノ)
 瑞有り汝自今以後永ク此所ニ居^④トメテ後代ニ上人来テ我(カ)

山ヲ崇メムト共ニ此(ノ)山ヲ治メ君臣ヲ守リ國土ヲ治セヨト云^⑦
 (フ)

V	IV	III	II	I
天照太神	天照大神	天照大神	天照大神	天照太神
寶石ノ	寶石ノ	寶石	寶石ノ	寶石ノ
瑞光ヲ見テ	瑞光ヲ見テ	瑞光ヲ見テ	瑞光ヲ見テ	瑞光ヲ御覽シテ ^①
勅シテ曰ク	勅シテ言ク	勅シテ言ク	勅シテ言ク	勅ノノ玉ハク ^②
此山ハ我カ	此山ハ我	此山ハ我	此山ハ我	此ノ山ハ我カ
汝カ	汝カ	汝	汝	汝カ
砌也	砌也	砌也。	砌也。	砌ナリ
仍此瑞有	×××××	×××××	×××××	仍此瑞有 ^③
居ノ	居メ	居シテ	居シテ。	居ヲトメテ ^④
後ノ代ニ	後代ニ	後代ニ	後代ニ	後代ニ
崇メン	崇メント	崇メント	崇メント。	崇メント

共ニ此山ヲ	共ニ此山ヲ	共ニ此山ヲ	共ニ此山ヲ	共ニ此山ヲ
治メ	治シテ	治シテ	治シテ。	治メ
君臣ヲ守リ國土ヲ治セヨト	君臣ヲ守リ國土ヲ治メヨト	君臣國土ヲ守リ治ヨト	君臣國土ヲ守リ治ヨト	君臣 ^⑤ ヲ守リ國土ヲ治セヨト
云 ^⑦	云。	云。	云。	云 ^⑦
云	云	云	云	云
君臣ヲ守リ國土ヲ治セヨト	君臣ヲ守リ國土ヲ治セヨト	君臣ヲ守リ國土ヲ治セヨト	君臣ヲ守リ國土ヲ治セヨト	君臣ヲ守リ國土ヲ治セヨト
治メ	治シテ	治シテ	治シテ。	治メ
共ニ此山ヲ	共ニ此山ヲ	共ニ此山ヲ	共ニ此山ヲ	共ニ此山ヲ
供此ヲ	供此ヲ	供此ヲ	供此ヲ	供此ヲ

則(チ) 手力雄ノ命^①深ク神勅(ヲ) 受(ケ) テ永ク此(ノ) 山ニ
住シ鎮護國家ノ崇神ト^② 天照大神ノ冥慮ヲ本願上人ニ告ケ伽藍
ヲ立ツ由緒他(ニ) 異ナル^③ (コト) (ニ) 依(リテ) 延喜式ノ中ニ五
十一社ノ隨ニ二^④ 苗^⑤ ハレ専ラ官弊ヲ立(テ) ラル長谷寺山口神ト
云(フ) 是レ也然レハ我(カ) 寺ノ監觸ヲ尋(ヌ) ルニ天照太神

手力雄神ニ勅^⑥ ノ此(ノ) 山ヲ開キ手力(雄) 神本願上人ニ託
メ此(ノ) 寺ヲ立ツ^⑦ 山ハ功德成就ノ山所ハ諸神守護ノ所也澄メ
ル古ヨリ濁レル末ノ世ニ至ルマテ靈威新(タ) ニイマス大聖ノ住
所ナル事(ヲ)

IV	III	II	I
則手力雄命	則手力雄命	則手力雄命	則手力雄ノ命
深ク神勅ヲ受テ	徐 ^⑧ ク神勅ヲ受テ	深ク神勅ヲ受テ。	深ク神勅受テ ^①
住シ	住シ。	住シ。	住シ
國家ノ崇神トメ	國家崇神トシテ	國家ノ崇神トシテ	國家ノ崇神ト ^②
天照大神ノ冥慮ヲ	天照大神ノ冥慮ヲ	天照大神ノ冥慮ヲ	天照大神ノ冥慮ヲ
本願上人ニ告テ	本願上人ニ告	本願上人ニ告ケ。	本願上人ニ告ケ
此伽藍ヲ立ツ	此伽藍ヲ立ツ。	此伽藍ヲ立ツ。	×伽藍ヲ立ツ ^③

寛平八年二月十日菅蒸相勘出セシメ玉ヘル縁起ノ心ヲ得テ多キハ
中々人ノ障リナル故ニ愚(カ)ナル者ノタメニ假名ニ和ケテ一筆

ニ注シ侍リ

IV	III	II	I
日	日	日。	日
兼相ノ勘出セシメ給ル	丞相勘出セシメ給ル	丞相勘出セシメ給ル	蒸相勘出セシメ玉ヘル
得テ	得テ。	得テ。	得テ ^②
多ハ中々	多ク中ハ	多クハ中々	多キハ中々
障ナル故ニ	障ナル故ニ。	障ナル故ニ。	障リナル故ニ
愚ナル	愚ナル	愚ナル	愚ナル
爲 ^{タメ} ニ	爲ニ	爲ニ。	タメニ ^④
和ケテ	和ケテ	和ケテ。	和ケテ
一筆註シ侍也	一筆註シ侍ル也。	一筆註シ侍ル也。	一筆ニ注シ侍リ ^⑤

訛 ^⑥	訛 ^⑥	訛 ^⑥	訛 ^⑥	訛 ^⑥
立ッ	立ッ	立ッ	立ッ	立ッ
澄メル古ヨリ	澄メル古ヨリ	澄メル古ヨリ	澄メル古ヨリ	澄メル古ヨリ
濁レル末ノ世ニ至ルマテ	濁レル末ノ世ニ至ルマテ	濁レル末ノ世ニ至ルマテ	濁レル末ノ世ニ至ルマテ	濁レル末ノ世ニ至ルマテ
靈威新ニイマス	靈威新ニイマス	靈威新ニイマス	靈威新ニイマス	靈威新ニイマス
住所ナル事	住所ナル事	住所ナル事	住所ナル事	住所ナル事

他 ^⑧ ニ異ナルニ依	他 ^⑧ ニ異ナルニ依	他 ^⑧ ニ異ナルニ依	他 ^⑧ ニ異ナルニ依	他 ^⑧ ニ異ナルニ依
簡シ。専ラ	簡シ。専ラ	簡シ。専ラ	簡シ。専ラ	簡シ。専ラ
官幣ヲ	官幣ヲ	官幣ヲ	官幣ヲ	官幣ヲ
長谷寺山口神	長谷寺山口神	長谷寺山口神	長谷寺山口神	長谷寺山口神
是也	是也	是也	是也	是也
然レハ我寺ノ監觴ヲ尋ルニ	然レハ我寺ノ監觴ヲ尋ルニ	然レハ我寺ノ監觴ヲ尋ルニ	然レハ我寺ノ監觴ヲ尋ルニ	然レハ我寺ノ監觴ヲ尋ルニ
太神	太神	太神	太神	太神
勅 ^⑨	勅 ^⑨	勅 ^⑨	勅 ^⑨	勅 ^⑨
手力雄神	手力雄神	手力雄神	手力雄神	手力雄神

V	則手力雄ノ命	沉ク神勅ヲ受テ	住 ^⑩	國家ノ崇神トシテ	天照太神ノ冥慮ヲ	本願上人ニ告ケ	此伽藍ヲ立
---	--------	---------	----------------	----------	----------	---------	-------

V	日ニ	蒸相ノ勘出令給ヘル	以テ	多キハ中々	サハリナル故ニ	愚カナル	爲ニ	和テ	一筆ニ注シ侍ヘリ
---	----	-----------	----	-------	---------	------	----	----	----------

先ツ守護ノ童子行基菩薩ニ對メ云ク此所ハ三世(ノ)諸佛轉法輪ノ地十方(ノ)賢聖利衆生ノ砌ナリ一度モ此(ノ)山ニ入ル者ハ永ク三惡趣ヲ離レ一礼ヲモ此(ノ)尊ニ成ス者ハ速(カ)ニ

世ノ願ヲ成スト告ケ給ヘリ中ニモ觀音ノマミエ寶石ノ顯ハレ御座マス作法尋常(ノ)儀ニハ超(エ)タリ

I	守護ノ童子	菩薩	對ソ云ク	三世諸ノ地	十方	砌ナリ	入ル者ハ	趣 ^① ヲ離レ	願 ^② ヲ成スト告ケ給ヘリ	マミエ	顯ハレ
II	守護ノ童子	菩薩	對シテ云ク	三世ノ諸ノ地	十方ノ	砌也	入者ハ	×ヲ離レ	願ヲ成スト告給ヘリ	前ノ	顯レ
III	守護ノ童子	菩薩	對シテ云ク	三世ノ諸ノ地	十方ノ	砌也	入者ハ	×ヲ離レ	願ヲ成ズト告給ヘリ	前ノ	顯レ
IV	守護ノ童子	菩薩	對シテ云	三世ノ諸ノ地	十方ノ	砌也	入者ハ	×ヲ離レ	願ヲ成スト告給ヘリ	前ノ	顯レ
V	守護童子	菩薩	對ソ云ク	三世ノ諸ノ地	十方	砌也	入ル者ハ	趣 ^① ヲ離レ	願量ヲ成スト告給ヘリ	御前ニ	顯レ

御座マス作法	尋常儀ニハ超タリ ^④
御坐ス事	世ノ常ニ超タリ
御座ス事	世ノ常ニ超タリ
御座ス事	世ノ常ニ超タリ
御座ス作法	尋常ノ儀ニハ超タリ

I	天皇	聞ケハ	觀音ノ化現	傳フルニハ	菩薩ノ垂跡ト云リ	其 ^① レノミニ非ス佛師	是地藏ノ應化 ^②	又普門ノ再誕 ^③
II	天王	聞ハ	觀音ノ化現	傳ニハ	井ノ垂跡ト云	其ノミニ非ス佛士	×地藏ノ應化	×普門ノ再誕

願主聖武天皇ノ御事ヲ聞ケハ觀音ノ化現本願德道上人ヲ傳フルニハ法起菩薩ノ垂跡ト云(ヘ)リ其レノミニ非ス佛師稽文會ハ是地

藏ノ應化稽主勲ハ又普門ノ再誕開眼ノ導師行基菩薩ハ大聖文殊ノ變化御堂供養ノ唱導菩提僧正ハ普賢大士ノ分身ナリ

権實ノ諸神護リ玉フ	顕ス	宝石ヲ云ヘハ	天龍八部ノ顯ハス所	際ニ三ノ	有リ	サシテハ	ノ御座トナリ
Ⅴ 如此ノ	聖人達	集テ	利益遍 _{子キ} 所ヲエラヒテ	威験ノ有ヘキ	取テ	兩部ノ	諸尊堅ス長谷山 _山 ヲ開キ
Ⅳ 此等ノ	聖人達 _チ	集テ	利益ノ可 _レ 廣 _{カル} 所ヲ撰ヒ	威験ノ可 _レ 有	取テ	兩部	諸尊ノ在ス長谷山 _山 ヲ開キ
Ⅲ 此等	聖人達 _チ	集テ	利益ノ廣カルベキ所ヲ撰ビ。	威験有ルベキ	取テ。	兩部	諸尊ノ在ス長谷山 _山 ヲ開キ。
Ⅱ 此等	聖人達 _チ	集テ。	利益ノ廣カルヘキ所ヲ撰ヒ。	威験有ルヘキ	取テ。	兩部	諸尊ノ在ス長谷山 _山 ヲ開キ。
Ⅰ 此等 ^①	聖人達	集リテ	利益ノ廣カルヘキ所ヲエラヒ	威験有ヘキ	取リテ	兩部ノ	諸尊 ^③ ノイマス長谷山 _山 ヲ開キ

此等^①ノ聖人達集リテ利益ノ廣カルヘキ所ヲエラヒ威験有(ル)ヘキ御衣木ヲ取リテ兩部ノ諸尊ノイマス長谷山ヲ開キ権實ノ諸神ノ護リ玉フ金剛座ヲ顯ス其宝石ヲ云ヘハ天龍八部ノ顯ハス所本ハ金

輪際ニメ_{シテ}三ノ枝地際ニ有リ中天竺ニサシテハ諸佛成道ノ御座トナリ補陀落山ニ至(リ)テハ觀音利生ノ宝石トナリ此(ノ)靈山ニ有(リ)テハ普門示現ノ兩足ヲ顯(ハ)ス

菩薩ハ	變化	僧正ハ	分身ナリ
菩薩ハ。	變化。	僧正ハ。	分身也。
菩薩ハ	變化。	僧正ハ	分身也。
菩薩ハ	變化	僧正ハ	分身也
井ハ	變化	僧正ハ	分身也

Ⅴ 天皇	聞ハ	觀音ノ化現ナリ	傳フルニ	菩薩ノ垂跡ト云ヘリ	其ノミナラス佛師	是地藏ノ應化ナリ	×普門ノ再誕ナリ
Ⅳ 天皇	聞ハ	觀音ノ化現	傳ニハ	菩薩ノ垂跡ト云	其ノミニ非ス佛士	×地藏ノ應化	×普門ノ再誕 _{サイタン}
Ⅲ 天王	聞ハ	觀音化現。	傳ニハ	菩薩ノ垂跡ト云。	其ノミニ非ズ。佛士	×地藏ノ應化。	×普門ノ再誕。

V	是 ^ラ	示サントシテ	神龜ノ	霜ニ紺殿ヲ構ヘ儲テ	月白毫ノ光ヲ瑩テ	其御長ケ	六尺ナリ是 ^ラ	閻浮提ノ本尊トシテ
IV	此 ^ラ	示ントテ	神龜 ^{シシキ} ノ	霞ニ紺殿ヲ構ヘ儲テ	月ニ白毫ノ光ヲ琢ク	其長 ^{ダケ} ケ	六尺此 ^ラ	閻浮提ノ本尊トメ
III	此 ^ラ	示ントテ	神龜ノ	霞ニ紺殿ノ構ヘ儲テ	月ニ白毫ノ光ヲ琢ク	其長ケ	六尺。此 ^ラ	閻浮提本尊トシテ。
II	此 ^ラ	示ントテ	神龜ノ	霞ニ紺殿ノ構ヘ儲テ。	月ニ白毫ノ光ヲ琢ク。	其長ケ	六尺。此 ^ラ	閻浮提本尊トシテ。
I	此 ^ラ	示ントシテ	神龜ノ	霞紺殿構ヘヲ儲ケテ	月白毫ノ光ヲミカク	其ノ長 ^③	六尺此 ^④ ラ	閻浮提本尊トノ

此ヲ衆生ニ示ントシテ神龜ノ春ノ霞^① (ニ) 紺殿 (ノ) 構ヘヲ儲ケ
 テ佛像ノ秋ノ月 (ニ) 白毫^②ノ光ヲミカク其ノ長ニ丈六尺此^④ラ一閻
 浮提 (ノ) 本尊トメ^(シテ) 王臣黎民ノ泰平ヲ祈リ国郡家城ノ繁昌ニタ

ムク其ヨリ以降監觴ヲハ此 (ノ) 長谷ニ開^⑤ (ク) ト云ヘトモ奇瑞
 ヲ彼ノ唐土^{モロコシ}マテニ及ス

寶石トナリ	靈山ニ	顯ス
寶石ト成リ	靈山ニ	顯ス
寶石ト成リ。	靈山ニ	顯ス。
寶石ト成リ。	靈山ニ	顯ス。
寶石トナリ	靈山ニ	顯ス

權實ノ諸ノ守給フ	顯ス	寶賢ヲ云ヘハ忝モ	天龍八部ノアラハス所	際ヨリシテ三ツノ	アリ	差 ^サ シテハ	ノ御坐トナリ
權實ノ諸神ノ守リ給	顯ス	室座ヲ云ハ ××	天龍八部ノ顯ス所也	際ニメ三ノ	有リ	指テハ	×御座ト成
權實諸神ノ守リ給フ	顯ス。	寶座ヲ云バ ××	天龍八部ノ顯ス所也。	際ニシテ三ノ	有リ。	指テハ	×御座ト成リ。
權實諸神ノ守リ給フ	顯ス。	寶坐ヲ云ハ。××	天龍八部ノ顯ス所也。	際ニシテ。三ノ	有リ。	指テハ	×御坐ト成リ。

繁昌	爲ニ御曾木	玉ヘト祈シ砌	房前ノ臣音ヲ尋テ望ニ	何ナル志ニテ	藤氏ヲハ祈リ給フソト問玉フニ
繁昌	爲ニ御衣木	給ヘト祈リシ砌ニ	房前ノ臣音ヲ尋テ望テ	何ナル志ニテ	藤氏ヲハ祈リ給フソト問給ニ
繁昌	爲ニ御衣木	給ヘト祈リシ砌ニ	房前ノ臣音ヲ尋テ望テ	何ナル志ニテ	藤氏ヲハ祈リ給フソト問給ニ
繁昌	爲ニ御衣木	給ヘト祈リシ砌ニ	房前ノ臣音ヲ尋テ望テ	何ナル志ニテ	藤氏ヲハ祈リ給フソト問給ニ
繁昌	爲ニ御曾木	給ヘト祈ル砌	房前ノ大臣聲ヲ尋テ来テ	何ナル志ニ依テ	藤氏ヲ祈リ給フソト問給フニ

I	①×源ヲ云ヘハ	②宝字ノ	贈大相国房前臣	御カリシ玉シニ	③本願徳道上人	此ノ	④造ヘキカラ無クメ	唯×	⑤沸テ	安穩
II	其源ヲ云ハ。	寶字年中ニ	贈大相國房前ノ臣。	御狩シ給シニ。	本願上人	此	造ニ力無シテ。	唯×	憑テ	安穩。
III	其源ヲ云バ。	寶字年中	贈大相國房前ノ臣	御狩シ給シニ。	本願上人	此	造ニ力無シテ。	唯×	憑テ。	安穩
IV	其源ヲ云ハ。	寶字年中ニ	贈大相國房前ノ臣	御狩シ給シニ	本願上人	此	造ニ力無シテ	唯×	憑テ	安穩
V	×源云ハ	宝字ノ	贈大相國房前ノ臣	御狩リシ給シニ	本願上人	此	可レ造無レ力ノ	唯偏ニ	タノミテ	安穩

源ヲ云ヘハ^②宝字ノ贈大相国房前臣此(ノ)山ニ御カリシ玉(ヒ)
 シニ本願徳道上人此ノ觀音ヲ造(ル)ヘキカラ^③無クメ^④唯佛神
 ヲ沸(ミ)テ聖朝安穩藤氏繁昌乃至法界平等利益ノ為ニ御曾木自

然ニ觀音ト成リ玉ヘト祈(リ)シ砌房前ノ臣音ヲ尋(ネ)テ望(ム)
 ①何ナル志ニテ聖朝藤氏ヲハ祈リ給フソト問(ヒ)玉フニ

黎民ノ泰平ヲ祈リ	国郡家城ノ	タムク	以降監觴ヲハ	開ト云ヘトモ	彼ノ唐土マテニ及ス
黎民ノ泰平ヲ祈リ。	國郡王城ノ	手向ク。	以降。濫觴ヲハ	開ケト云共。	×異朝ニ及ス。
黎民ノ泰平ヲ祈リ。	國郡王城ノ	手向ク。	以降。濫觴ヲハ	開ケト云共。	×異朝ニ及ス。
黎民ノ泰平ヲ祈リ	國郡王城ノ	手向ク	以降監觴ヲハ	開ト云共	×異朝ニ及ス
黎民ノ平泰ヲ祈リ	國郡家門城ノ	手向ク	以来監觴ヲ	雖レ開	×吳唐マテ及フ

I	云ク傳聞 ^ク	侵 ^{サント} セシニ	大神是 ^ラ 見テ	對 ^ノ 云ク	國主トナリ汝ハ臣下トメ	アマクタリ	利セムト契リシ後
II	云。傳聞。	侵 ^{ント} セシニ。	大神是 ^ラ 見給テ。	對シテ云	國主ト成リ。汝ハ臣下トシテ	天下リ。	利セント契シ後。
III	云。傳聞	侵 ^{ント} セシニ。	大神是 ^ラ 見給テ	對シテ云	國主ト成リ汝ハ臣下トシテ	天下リ。	利セント契シ後。
IV	云傳聞	侵 ^{ント} セシニ	大神是 ^ラ 見給テ	對シテ云	國主ト成リ汝ハ臣下トシテ	天下リ	私 ^{セント} 契シ後
V	云ク傳へ聞	侵 ^{サント} セシニ	太神是 ^ラ 見テ	對シテノ給フ	國主トナリ汝ヲハ臣下トメ	天降リ	利セント契シ後
養此二神 ^④	此土ノ塵ニ交ハリ御マシマス	然則人ト ^ソ	大神	国主トナリ ^⑤	藤氏ト ^ソ	臭水ノムツヒタカウ事ナク	治 ^{ヅメ}
忝クモ二神	此土ノ塵ニ交リ御座ス。	然ラバ則人トシテ	大神	國主也。	藤氏トシテ。	水魚ノ昵ヒ違事ナク。	治シテ
忝クモ二神	此土ノ塵ニ交リ御座ス	然則人ト ^メ	大神	國主也	藤氏ト ^ソ	水魚ノ昵ヒ違事無ク	治シテ
忝モ二神	此土ラ度シ塵ニ交リ給フ	然ハ則人ト ^ソ	太神	國ノ主シトナリ	藤氏トシテ	臭水昵ヒ ^ヒ 違フ	治メ
哀ミ給フ。	此三家	穩ナルベシ。國穩ナラバ人民安穩ナルベシ。	弘マル	治三臣ノ	佛法崇ト		
哀ミ給フ。	此二家	穩ナルヘシ國穩カナラハ人民モ安穩ナルヘシ	弘マル ^⑥	治三臣ノ	佛法崇ト		
哀ミ給フ。	此二家	穩ナルヘシ。國穩ナラハ人民安穩ナルヘシ。	弘マル。	治メ給ヒ。臣ノ	佛法ヲ崇ム。		
哀ミ給フ。	此二家	穩ナルベシ。國穩ナラバ人民安穩ナルベシ。	弘マル。	治メ給ヒ。臣ノ	佛法ヲ崇ム。		

上人答（ヘ）テ云ク傳（ヘ）聞ク第六天ノ魔王我朝ヲ侵サントセ
シニ天照大神^①是ヲ見テ春日大明神ニ對^②メ云ク我ハ国主トナリ汝ハ
臣下トメ此^{（シテ）}（ノ）国ニアマクタリ日域ノ衆生ヲ利セムト契リシ後
奏^③（クモ）此^{（ノ）}ニ神此^④（ノ）土ノ塵ニ交ハリ御マシマス然^⑤（ラ
ハ）則^⑥（チ）人ト^{（シテ）}ノ天照大神ノ孫ハ国主トナリ春日大明神ノ孫ハ

藤氏トノ君臣魚水ノムツヒタカウ事ナク国ヲ治メ民ヲ哀（レ）ミ
玉フ此^⑧（ノ）二家繁昌セハ国モ穩^{⑨オツテ}ヤカニナルヘシ国穩（ヤ）カ
ナラハ人民モ安穩ナルヘシ安穩ナル所ニ佛法ハ弘マル佛法ニ依
（リ）テ国家ヲ治^⑩（メ）三臣ノ力ニテ佛法（ヲ）崇（メン）ト是
皆法界衆生ノ爲メナリト答（ヘ）玉ヒシカハ

ツカセ ^③ 玉ヒ	上ニ	サシヲ一 ^④ テ	永彼職ヲ	ツケラレシカハ	利生ナリト	仰テ	奏 ^⑤ シ勅録ヲ申下テ	伽監ヲ
---------------------	----	---------------------	------	---------	-------	----	------------------------	-----

V	IV	III	II	I
房前大臣随毘ノ余リニ	随喜ノ餘ニ房前ノ臣	随喜ノ餘ニ房前ノ臣	随喜ノ餘ニ。房前ノ臣	随喜 ^① ノアマリ房前ノ臣
對ノ云ク	對メ云	對云。	對云。	對テ云
我レ春宮ノ傳トシテ	我春宮ノ傳トメ	我春宮ノ傳トシテ	我春宮ノ傳トシテ	我春宮ノ傳トノ
仰キ	仰キ	仰ギ	仰キ	仰キ
思フ此君ノ悦ナラハ我助成シ奉ラント契リシニ	思是若悦ナラハ奉 ^ニ 助成シ契ニ	思フ。是若シ悦ナラバ助成シ奉 ^ニ ト契ニ。	思フ。是若シ悦ナラハ助成シ奉 ^ニ ト契ニ。	思 ^⑧ フ是君ノ悦ナラハ助成シ奉 ^ニ ト契リシニ
蒙テ	蒙テ	蒙テ	蒙テ。	蒙リテ

随喜^①ノアマリ房前ノ臣上人ニ對(シ)テ云(ク)我春宮ノ傳ト
 (シテ)ノ君ヲ仰キ家ヲ思フ是君ノ悦ナラハ助成シ奉ラント契リシニ利
 生新ニ蒙リテ春宮モ位ニツカセ玉ヒ自(ラ)モ本氏ノ長者タル上
 二重(ネ)テ嫡子ヲサシヲ一^④テ永(ク)彼(ノ)職ヲ我(カ)

子孫ニツケラレシカハ是觀音ノ利生ナリト深ク仰(キ)テ聖武天
 皇ニ奏^⑤シ勅録ヲ申(シ)下(シ)テ此(ノ)伽藍ヲ立テヨリ帝
 闕靜謐ニ^⑦ノ万民賢政ヲ仰キ當家繁昌^⑧ノ百宦藤門ニ入ル

爲メナリト答 ^{玉ヒ} シカバ
爲ナリト答給シカハ。
爲ナリト答給シカバ。
爲也 ^ト 答 ^ヘ 給 ^{シカハ}
爲ナリト答 ^ヘ 給 ^{フニ}

哀ミ給	此二家	可 ^レ 穩ナル國穩ナラハ人民安穩ナルヘシ	弘マル	治テ王臣ノ	佛法ヲ崇ム
哀ミ給フ	此 ^此 両家	安穩ナルヘシ國シツカナラハ人民モ則安穩ナルヘシ	弘マルヘシ	治シテ王臣ノ	佛法ヲ崇メン

V	然シヨリ以來	北家踵ヲツキ	氏ノ長者トシテ	巨川舟楫ノ臣モ	多クハ此ノ流ヨリ出ツ	大麓補弼ノ賢モ
IV	然シヨリ以來	北家踵ヲ續キ	氏ノ長者トメ	巨川舟楫ノ臣モ	多此流ヨリ出テ	大麓補弼ノ賢モ
III	然シテヨリ以來。	此家踵ヲ續ギ。	氏ノ長者トシテ	巨川舟楫ノ臣モ	多ク此流ヨリ出テ。	大麓補弼ノ賢モ
II	然シテヨリ以來。	北家踵ヲ續キ。	氏ノ長者トシテ。	巨川舟楫ノ賢モ。	多ク此流ヨリ出テ。	大麓補弼ノ賢モ。
I	然シヨリコノカタ	北家クヒスヲツ	氏長者トノ	巨川舟楫ノ臣モ	多ク此流ヨリ出テ	大麓補弼ノ賢モ

然シ^①(テ)ヨリコノカタ北家クヒスヲツ^②永ク氏^③(ノ)長者ト
 臣川舟楫ノ臣モ多ク此^④(ノ)流ヨリ出テ大麓補弼ノ賢モ多
 クハ彼^⑤(ノ)家ニ有リ是ヲ利生ノ始^⑥(メ)トメ有ル時ニハ寺門

薨鮮ヤカニ^⑦ノ竭^⑧仰^⑨ノ惠^⑩ヲ衆生ニ施^⑪有^⑫(ル)時ニハ炎ニ上リ
 テ追戀ノ益ヲ群類ニ得^⑬セシム

立テ、ヨリ	静謐ニノ万民	仰キ	繁昌ノ	入ル
立ツ、而シテ以來。	静謐ニシテ萬民	仰ク。	繁昌シテ	入ル。
立ツ。而シテ以來。	静謐ニシテ萬民	仰グ。	繁昌シテ	入ル。
立ツ、而シテ以來	静謐ニメ万民	仰ク	繁昌シテ	入ル
立テ、ヨリ	静謐ノ万民	仰キ	繁昌ノ	入ル

即キ給ヒ。	上ニ。	閣テ	永ク彼職ヲ。	付ラレシカハ。	利生ナリト	仰キ。	奏シ。勅縁ヲ申シ下テ。	伽監ヲ
即キ給ヒ。	上ニ。	閣テ	永ク彼職ヲ	付ラレシカバ。	利生ナリト	仰ギ。	奏シ。勅縁ヲ申シ下テ	伽監ヲ
即給ヒ	上ニ	閣テ	永ク彼職ヲ	付ラレシカハ	利生也ト	仰テ	奏シ勅縁ヲ申シ下シテ	伽監
ツカセ給ヒ	上ニ	閣キテ	永ク彼職ヲ	付シカハ	利生也ト	仰テ	奏シ勅縁ヲ申シ下シテ	伽監

多クハ彼家ニ有リ	始トメ有ル時ニハ	薨 ^{イラカアサヤカ} 鮮ニシテ	惠 ^{メクミ} ヲ	施 ^シ 有時ニハ炎ニ上リテ	得 ^{セシム} セシム
多ハ彼家ニ有リ。	始トシテ。或時ニハ	薨 ^シ 鮮ニシテ。	惠 ^ヲ	施 ^シ 。有時ニハ伽藍炎ニ上テ。	得 ^{セシム} セシム。
多ハ彼家ニ有リ。	始トシテ。或時ニハ	薨 ^シ 鮮ニシテ	惠 ^ヲ	施 ^シ 。有時ニハ伽藍炎ニ上テ	得 ^{セシム} セシム。
多ハ彼家ニ有	始トシテ或時ニハ	薨 ^シ 鮮ニシテ	惠 ^ヲ	施 ^シ 有時ニハ伽藍炎ニ上テ	得 ^{シム} シム
多ハ彼ノ家ニアリ	始トシテ或時ニハ	薨 ^シ 鮮ニシテ	惠 ^ヲ	施 ^シ 或時ニハ炎ニアカリテ	令 ^レ 得

是^①(ノ)故ニ度々ノ廻祿ニ靈瑞奇特ニ^②益ニ預ル物数ヲシラス
 中ニモ灰炭^{クワイタン}ノ中ニ頂上ヲ見ムト望ミシ^③盲^{メクラ}兩眼ヲ黃金ヲ拜シ^④析木
 ヲ引^⑤(キ)長谷(ニ)入(リ)シ逆人ハ炎魔宮ヨリ返サレテ懺悔
 ヲ至心ニ修ス興廢時ニ随フ皆是利衆生ノ方便ニ非スト云フ事ナシ

然^⑥(ル)故ニ漢家本朝遠近親疎古ヨリ今ニ至(ル)マテ世ヲ恨ミ
 家ヲ思ヒ身ヲ悲(シ)ミ妻ヲ慕フノ類當寺ニ參籠^⑦メ願ヲ滿テ此
 (ノ)尊ニ皈依^⑧メ益ニ預カル

I	是故ニ	靈瑞奇特ニシ	物数ヲシラス	灰炭 ^{クワイタン} ノ中ニ	頂上ヲ見ムト望ミシ ^③ 盲 ^{メクラ}	× ^④ × 兩眼ヲ××	拜シ
II	此故ニ	靈瑞奇特ニシテ。	者カスヲ知ラス。	灰炭 ^{クワイタン} ノ中ニ。	頂上佛ヲ見奉ラント望シ ^⑤ 盲ヲハ。	立トコロニ兩眼ヲ開テ	拜シ。
III	此故ニ	靈瑞奇特ニシテ。	者数ヲ知ラズ。	灰炭 ^{クワイタン} ノ中ニ	頂上佛ヲ見奉ラント望シ ^⑤ 盲ヲハ	立ドコロニ兩眼ヲ開テ	拜シ。
IV	此故ニ	靈瑞奇特ニシテ。	者數ヲ知ラズ。	灰炭 ^{クワイタン} ノ中ニ	頂上佛ヲ見奉ラント望シ ^⑤ 盲ヲハ	立ロニ兩眼ヲ開テ	拜シ。
V	此故ニ	靈瑞奇特ニシテ	者不 ^レ 知 ^レ 數ヲ	灰炭 ^{クワイタン} ノ中ニ	頂上ヲ見ント望ミシ ^⑤ 盲目	××兩眼ヲ開キ	拜シ

析木 ^⑨ ヲ引長谷入シ逆人ハ	××炎魔宮ヨリ返サレテ	至心ニ修ス	隨フ	利衆生ノ方便ニ非スト云フ事ナシ
料木ヲ引キテ長谷ニ入レ。逆人ハ	速ニ炎魔宮ヨリ返サレテ。	至心ニ修ス。	隨フ。	衆生ヲ利スルノ方便ニ非ト云事ナシ。
料木ヲ引キテ長谷ニ入レ。逆人ハ	速ニ炎魔宮ヨリ返サレテ	至心ニ修ス。	隨フ。	衆生ヲ利スルノ方便ニ非ト云事ナシ。
析木ヲ引長谷ニ入シ逆人ノ	速ニ炎魔宮ヨリ返サレテ	至心ニ修ス	隨フ	利衆生ノ方便ニ非ト云事無シ

料木ヲ加キ長谷ニ入シ逆人モ		××炎魔宮ヨリ被返テ		イタシ心ニ修ス		隨フ		利生方便ニ非スト云夏ナシ	
然故ニ	本朝	親疎	古ヨリ今ニ至マテ	思ヒ身ヲ悲ミ妻ヲ慕フ類	當寺ニ參籠メ	満	皈依ノ益ニ預カル		
然ル故ニ	本朝	親疎	古ヨリ今ニ至ルマテ	思ヒ。身ヲ悲ミ妻ヲ戀フ類ヒ。	當寺ニ參籠シテ	満テ	歸依シテ益ニ預ル。		
然ル故ニ	本朝	親疎	古ヨリ今ニ至ルマデ	思ヒ。身ヲ悲ミ妻ヲ戀フ類ヒ。	當寺ニ參籠シテ	満テ	隨依シテ益ニ預ル。		
然故ニ	本朝	親疎	從レ古至ルマテ今ニ	思身悲ミ妻ヲ慕フ類ヒ	當寺ニ參籠シテ	満テ	歸依シテ益ニ預ル		
×故ニ	本朝	親疎	古ヘヨリ今ニ至ルマテ	思フ又身ヲ悲ミ妻ヲ慕フ類	皆當ニ參籠メ	満テ	歸依シテ益ニ預ル		

故ニ家々ノ物語所々ノ記録ニモ長谷ノ觀音ト云(フ)事ノ無キ	ハ記スルニ足(ラ)ス此等ノ外當寺ノ觀音ノ利生ニ預ル者管見ノ								
ハイト少ナシ其外人目ヲツミテ筆ニモ留メス人聞ヲ憚リテ詞	及フ所ナラ是ヲ盡シ書カントスレハ紙墨モ及ヒ難ク是ヲ指置ント								
ニモモラサヌ事其(ノ)数多シ或ハ高人ワリナリ利生預ラセ玉	スレハ大聖ノ御利生モ埋レ玉ヒヌヘシ暫ク觀音ノ本誓(ニ)寄								
フ事ハ恐(レ)ヲナシ或ハ卑シ物モ讀(ム)ニ憚リ有(ル)ヲ	セテ数ヲ定ム是少ナシタ後見(ノ)煩ヲ止ンカ為也								

I	×故ニ	物語	所々ノ記録ニモ	無ハイト少シ	ツミミテ	留メス人聞ヲ憚リテ詞ニモ	モラサヌ事	多シ
II	×故ニ	物語	所々ノ記録ニモ	無ハ最ト少シ	船ミテ	留メス。人聞テ憚テ詞ニモ	漏サスル事	多シ。
III	×故ニ	物語	所々ノ記録ニモ	無ハ最ト少シ	船ミテ	留メズ。人聞ヲ憚テ詞ニモ	漏サスル事	多シ。
IV	×故ニ	物語	所々ノ記録ニモ	無ハ最ト少シ	船ミテ	留メズ。人聞ヲ憚テ詞ニモ	漏サスル事	多シ。
V	此故ニ	物語	所々ノ記録ニモ	無ハイト少シ	畏ミ中々	不レ留メ又人ノ聞ヲ憚リテ詞ニモ	漏サル事	多シ

或ハ高人ワリナリ利生預ラセ玉フ事ハ恐ヲナシ	或ハ卑物モ	讀ニ憚リ有ラハ	×記スルニ足ス	此等ノ外	觀音ノ
或ハ高人ワリナキ利生ニ預ラセ給フ事ハ恐ヲナシ	×卑キ者ノ	讀ニ憚リ有ラハ	×記スルニ足ラス	此等ノ外	觀音ノ

① ××数ヲ定ム	② 是少シタ	後見煩ヲ	止力為也
××數ヲ定ム。	是ヲ少スルハ	後見ノ煩ヲ	止力爲ナリ。
××數ヲ定ム。	是ヲ抄スルハ	後見ノ煩ヲ	止ガ爲ナリ。
××數ヲ定ム	是ヲ少スルハ	後見ノ煩ヲ	止力爲也
奇特ノ數ヲ定ム	是少	後見ノ煩ヲ	止ンカ爲ナリ

愛(ヲ)以(テ)上卷ニハ十九說法ヲ象リテ當寺ノ舊記ヲ拾イ
 下卷ニハ三十三身ヲ擬シメ諸家ノ記録ヲ撰ス凡(ソ)二卷ニ定
 ムル事ハ親疎ヲ分タンカ爲ニ時代ヲ連ヌル事ハ文選ノアトヲ追フ
 大慈大悲ノ象ノ色ハハ入ノ定ノ時雨ニ染ミ濟生濟度ノ松ノミト
 リハ泊瀬ノ山ノ嵐ニ深シ何モ皆靈驗ヲカクス末ノ世ニ獨リ新(タ)

ナル御利益今モ朽セサレハ玄ヲ至シテ飯スル者誰人カ心ノ願ヲ
 成セサルヤ此(ノ)故ニ本朝異域ニ此(ノ)寺ヲウツシ此(ノ)
 尊ヲ顕ハシ奉ル事所ニ滿テリ皆靈威新ニメ一國興雙ノ本尊タ
 リ泊瀬河深キ尋(ヌル)モノシルシラク水莖ノ淺キ流ヲワスレ
 ンヤ

預ル	及フ所ナヲ	③ 盡シ書カントスレハ	紙墨モ及ヒ難ク	是ヲ指置ントスレハ	×埋レ玉ヒヌヘシ	暫ク	本誓寄セテ
預ル者。	及フ所。	書盡ントスレハ。	紙墨モ及ヒ難シ。	是ヲ指置ントスレハ。	×埋ミ給ヒヌヘシ。	暫	本誓ニ寄テ。
預ル者。	及所。	書盡ントスレバ	紙墨モ及ヒ難シ。	是ヲ指置ントスレバ	×埋ミ給ヒヌベシ。	暫	本誓ニ寄テ
預者	所レ及	書盡ントスレハ	紙墨ニ難レ及ヒ	是ヲ指置ントスレハ	×埋ミ給ヌヘシ	暫	本誓ニ寄テ
預ル者	所及猶	盡サン書トスルニ	紙墨モ難及	又閣ントスレハ	空ク埋レ給ヌヘシ	暫ク	本誓ニ寄テ

或高人ワリナキ利生ニ預ラセ給フ事ハ恐ヲナシ。	×卑キ者ノ	讀ニ憚リ有ラバ	×記スルニ足ラズ。	此等ノ外	觀音ノ
或ハ高人ワリナキ利生ニ預給事ハ恐ヲ成シ	×早キ者ノ	讀ニ憚有ラハ	×記スルニ不レ足	此等ノ外	觀音ノ
或高キ人ノワリナキ利生ニ預セ給フ事ハ恐ヲナシ	又卑キ者ノ更ヲハ	讀ニ憚リアリテ	懇ニ記ニ不足	此ホノ外	本尊ノ

Ⅰ	說法 ^ヲ 象 ^{カテリ} テ	舊記 ^{キウキ} ヲ拾 ^{ヒロ} イ	擬 ^① シメ	記録 ^② ヲ撰 ^ス	定ムル事ハ	分 ^{ハカク} 力爲ニ	連事 ^{ツラヌル} ハ	アトヲ追 ^③ フ	大慈大悲 ^④
Ⅱ	說法ニ象テ。	舊記ヲ拾ヒ。	表シテ。	記録ヲ撰ス。	定ム事ハ。	分力爲メ也。	連事ハ。	跡ヲ追。	大慈大悲ノ
Ⅲ	說法ニ象テ	舊記ヲ拾ヒ。	表シテ	記録ヲ撰ス	定ム事ハ	分力爲メ	連事ハ	跡ヲ追。	大慈大悲ノ
Ⅳ	說法ニ象テ	舊記ヲ拾ヒ	表シテ	記録ヲ撰ス	定事	分力爲也	連事ハ	跡ヲ追 ^ヒ	大慈大悲ノ
Ⅴ	說法ヲカタツツテ	舊記ヲヒロイテ	擬シテノ	×録ヲ撰ス	定ル支ハ	分力爲ナリ	連ヌル支ハ	事ヲヲフ	××大悲ノ
⑤モミナ	蒙ノ色ハ	八入 ^⑥ ノ定 ^{ヲカ} ノ時雨ニ染ミ	濟生濟度ノ松ノミトリハ	泊瀨ノ山	深シ	靈驗ヲカクス	獨リ	利益	
モミナ	蒙ノ色ハ。	八染岳ノ時雨ニ染ミ。	濟度濟生ノ松ノ翠ハ。	泊瀨山	深シ。	靈驗ヲ隱ス。	獨リ	利益。	
モミナ	蒙ノ色ハ	八染岳ノ時雨ニ染ミ	濟度濟生ノ松ノ翠ハ	泊瀨山	深シ。	靈驗ヲ隱ス。	獨リ	利益	
モミナ	蒙ノ色ハ	八染ノ岳ノ時雨ニ染ミ	濟度濟生ノ松ノ翠 ^{ミトリ} ハ	泊瀨山	深シ	靈驗ヲ隱 ^ス	獨リ	利益	
××××	××××	××××	××××	松ノ翠 ^{ミトリ} ハ	泊瀨ノ山	深シ	靈驗ヲカクス	獨 ^{ヒトリ} リ	利益
⑦フサセ	朽セサレハ	玄 ^{マコト} ヲ至 ^{シテ} 皈 ^セ スル者	誰人カ心ノ願 ^ヲ	成セサルヤ	本朝異域ニ	此寺ヲウツシ	顯ハシ奉ル事	所ニ滿 ^{テリ}	
マコト	朽セサレハ。	玄ヲ到 ^{マコト} シテ歸依セン者。	誰人カ心願ヲ	成サラン乎。	本朝異域ニ	此寺ヲ移シ。	顯シ奉ル事。	處々ニ滿リ。	
マコト	朽セザレバ。	玄ヲ到シテ歸依セン者。	誰人カ心願ヲ	成サラン乎。	本朝異域ニ	此寺ヲ移シ。	顯シ奉ル事。	處々ニ滿リ。	
マコト	朽セサレハ	玄 ^{マコト} ヲ到 ^{マコト} シテ歸依セン者	誰人カ心願 ^ヲ	不 ^レ 成乎	漢家本朝ニ	彼寺ヲ移シ	顯シ奉ル事	所ニ滿リ	
マコト	朽セス誠ヲ至テ帰ル者ノ		誰力心ノ願ヲ	不 ^レ 成乎	漢家本朝ニ	彼寺ヲ移シ	顯シ奉ル事	所ニ滿リ	
⑩	皆靈威新ニ	典雙ノ本尊タリ	××××	泊瀨河深キ	×	尋 ^⑩ モノシルシヲク	水莖ノ淺流ヲワスレンヤ		
	昔ヨリ靈驗新ニテ。	無雙ノ本尊タリ。	××××	泊瀨河ノ深キ源ヲ		尋ム者。注シ置	水莖ノ淺流ヲワスレメヤ。		

① 聖武天皇ノ御一期版當寺御得益ノ事第二
 ② 付本願上人并始置別當事
 ③ 付捧花龍神捨地身生天豆

V	IV	III	II	I
第一	第一	第一	第一	×× ^⑤
吉備ノ大臣	吉備大臣	吉備大臣	吉備大臣	吉備ノ大臣 ^①
於大唐ニ	於大唐一	於大唐	於大唐一	於大唐 ^②
讀ニ野馬臺ヲ	讀ニ野馬臺一	讀野馬臺	讀ニ野馬臺一	讀野馬臺ヲ ^③
亘	事	事	事	事 ^④
××	××	××	××	第一 ^⑤

① 吉備ノ大臣於大唐讀野馬臺ヲ歸朝事第一

天正十五年書寫本 (長谷寺藏)	行譽奧書本		亮汰和尚寄進本 (長谷寺藏)
	承応四年刊本	永享七年寫本	
V	IV	III	I
××××××××××	長谷寺觀音驗記卷上	長谷寺靈驗記上	。長谷寺驗記上 ^①
××	目錄	目錄	××

① 長谷寺驗記上
 ② (××)

昔ヨリ靈驗新ニテ	無雙ノ本尊タリ。	××××泊瀬河ノ深キ源ヲ	尋ム者。注シ置	水莖ノ淺流ヲワスレメヤ。
昔ヨリ靈驗新テ	無雙ノ本尊タリ	××××泊瀬河ノ深キ源ヲ	尋ム者注シ置	水莖ノ淺流ヲワスレメヤ
皆灵威新ニシテ	無双ノ本尊タリ	是ハコレ泊瀬ノ河ノ深キ源ヲ	尋ヌル者ノ為ニ注シ置也	水莖ノアサキ流レヲ不忘乎而耳 ^{マデノミ}

—その一(序)— 完

V	IV	III	II	I
第四	第四	第四	第四	×× ^④
祈 _二 觀音 _一	祈當寺 _一	祈當寺	祈 _二 當寺 _一	祈 _二 觀音 _一 ^①
生長谷雄卿	生 _二 長谷雄卿 _一	生長谷雄卿	生 _二 長谷雄卿 _一	生長谷雄卿 ^②
貞 _二 家門 _一 事	興 _二 家門 _一 事	興家門事	興 _二 家門 _一 事	興家門事 ^③
××	××	××	××	第四 ^④

貞範_一祈_二觀音_一^①生長谷雄卿^②興家門事^③第四^④

V	IV	III	II	I
第三	第三	第三	第三	×× ^⑤
當寺 _一	當寺 _二	當寺	當寺	當寺 ^①
六月十八日	六月十八日	六月十八日	六月十八日	六月十八日 _二 ^②
蓮華大會	蓮華會	蓮華會	蓮華會	蓮華大會 _ヲ ^③
始行之支	始行事	始行事	始行事	始行事 ^④
××	××	××	××	第三 ^⑤
付捧花龍神捨馳身生天夏	付捧 _レ 花龍神捨 _二 馳身 _一 生天事	付捧花龍神捨蛇身生天事	付捧 _レ 花龍神捨 _二 蛇身 _一 生天事	×××××××××××× ^⑥

當寺^①六月十八日^②蓮華大會_ヲ^③始行事^④第三^⑤

V	IV	III	II	I
第一	第一	第一	第一	×× ^④
聖武天皇	聖武天皇	聖武天皇	聖武天皇	聖武天皇 _ノ ^①
歸 _二 當寺 _一	歸 _二 當寺 _一	歸當寺	歸 _二 當寺 _一	飯當寺 ^③
御得益之事	御得益事	御得益事	御得益事	御得益 _ノ 事 ^④
××	××	××	××	第二 ^④
本願上人文德	本願上人	本願上人	本願上人	本願上人 ^⑤
始置別當	始 _テ 置 _二 別當 _一 _ヲ	始置別當	始置 _二 別當 _一	始置別當 ^⑥
夏	事	事	事	事 ^⑦
××××××××××	××××××××××	××××××××	××××××××××	付捧花龍神捨馳身生天夏 ^⑧

V	IV	III	II	I
第七	第七	第七	第七	×× ^④
宇多院	宇多院	宇多院	宇多院	宇多院 ^①
除春宮ノ御惱 ^ラ	除二春宮御惱一	除春宮御惱	除二春宮御惱一	除春宮御惱 ^②
建二立 ^{スル} 長勝寺一 ^支	建二立長勝寺一 ^事	建立長勝寺 ^事	建二立長勝寺一 ^事	建立長勝寺 ^③
××	××	××	××	第七 ^④
付美福門院御利生 ^事	付美福門院御利生 ^事	付美福門院御利生 ^事	付美福門院御利生 ^事	付美福門院御利生 ^⑤

宇多院^①除春宮御惱^②建立長勝寺^③第七^④付美福門院御利生^⑤

V	IV	III	II	I
第六	第六	第六	第六	×× ^③
唐朝ノ	唐朝	唐朝	唐朝	唐朝ノ ^①
得端生成守護神 ^事	得二端正一成二守護神一 ^事	得端正成守護神 ^事	得二端正一成二守護神一 ^事	得端正成守護神 ^②
××	××	××	××	第六 ^③

唐朝^①馬頭夫人得端正成守護神^②第六^③

V	IV	III	II	I
第五	第五	第五	第五	×× ^③
除二清和御惱一	除二清和御惱一	除清和御惱	除二清和御惱一	除清和御惱 ^①
始 ^テ 置 ^ク 三綱一 ^支	始置三綱一 ^事	始置三綱 ^事	始置三綱一 ^事	始置三綱 ^②
××	××	××	××	第五 ^③

文德天皇^①除清和御惱^②始置三綱^③第五^④

V	IV	III	II	I
第十	第十	第十	第十	×× ^③
度々ノ炎上	度々ノ炎上ニ	度々炎上	度々炎上	度々ノ炎上 ^①
有ニ前表一後々々振 靈威ヲ本尊事	有ニ先表後靈一本尊振威事	有先表後靈本尊振威事	有ニ先表後靈一本尊振威事	有前表後靈本尊振威事 ^③
××	××	××	××	第十 ^③
付諸人得益支	付諸人得益事	付諸人得益事	付諸人得益事	付諸人得益事 ^③

度々ノ炎上^①有前表後靈本尊振威事^③第十^④付諸人得益事

V	IV	III	II	I
第九	第九	第九	第九	×× ^④
唐ノ大梁	唐大梁	唐大梁	唐大梁	唐大梁 ^①
取ニ國位一ヲ	取ニ國位一	取國位	取ニ國位一	取國位 ^②
建立ニ今新長谷寺ヲ支	建ニ立新長谷寺一事	建立新長谷寺事	建ニ立新長谷寺一事	建立今長谷事 ^①
××	××	××	××	第九 ^④

唐大梁大祖取國位建立今長谷事^①第九^②

V	IV	III	II	I
第八	第八	第八	第八	×× ^③
清公ノ卿	清公卿 ^{キヨトモ}	清公卿	清公卿	清公卿 ^①
託ニ聖廟一ニ	託ニ聖廟一	託聖廟	託ニ聖廟一	託聖廟 ^②
修ニ追善一ヲ	修ニ追善一	修追善	修ニ追善一	修追善 ^③
生補陀落之事	生ニ補陀落一事	生補陀落事	生ニ補陀落一事	生補陀落山事 ^④
××	××	××	××	第八 ^⑤

清公卿^①託聖廟^②修追善^③生補陀落山事^④第八^⑤

V	IV	III	II	I
第十三	第十三	第十三	第十三	××× ^④
唐ノ堯惠禪師依ニ冥ノ告ニ	堯惠禪師依ニ冥告一	堯惠禪師依冥告	堯惠禪師依ニ冥告一	唐ノ堯惠禪師カ依冥ノ告ニ ^①
來ニ當寺一ニ	來ニ當寺一	來當寺	來ニ當寺一	來當寺一
往生変	往生事	往生事	往生事	往生事
×××	×××	×××	×××	第十三

唐ノ堯惠禪師カ依冥ノ告ニ來當寺一往生事第十三^{①②③④}

V	IV	III	II	I
第十二	第十二	第十二	第十二	××× ^④
新羅國ノ照明王ノ后	新羅國照明王ノ后	新羅國照明王后	新羅國照明王后	新羅國ノ照明王ノ后 ^①
遁ニ王難一	遁ニ王難一	遁王難	遁ニ三難一	遁王難一ヲ ^②
送ニ寶物一事	送ニ寶物一事	送寶物事	送ニ寶物一事	送寶物一事 ^③
×××	×××	×××	×××	第十二 ^④

新羅國ノ照明王ノ后遁王難一送寶物一事第十二^{①②③④}

V	IV	III	II	I
第十一	第十一	第十一	第十一	××× ^④
成レテ神	成レテ神	成神	成レテ神	成神ト ^①
居ニ住ノ當寺一ニ	居ニ住當寺一	居住當寺	居ニ住當寺一	居住當寺一ニ ^②
拔ルニ惡心之業一ヲ	被レ拔ニ惡心業ヲ事	被拔惡心業事	被レ拔ニ惡心業一事	拔惡心業事 ^③
×××	×××	×××	×××	第十一 ^④
付白山權現御影向支	付白山權現御影向之事	付白山權現御影向事	付日山權現御影向事	付白山權現御影向事 ^⑤

天神成神ト後居住當寺一拔惡心業事第十一付白山權現御影向事^{①②③④⑤}

V	IV	III	II	I
第十六	第十六	第十六	第十六	××× ^④
住 _ニ 當寺 _一	住 _ニ 當寺 _一	住當寺	住 _ニ 當寺 _一	住 _ノ 當寺 _ニ ^①
建 _ニ 立安養院 _一	建 _ニ 立安養院 _一	建立安養院	建 _ニ 立安養院 _一	建安養院 ^②
亘	事	事	事	事 ^③
×××	×××	×××	×××	第十六 ^④

行仁上人住_ニ當寺_一建安養院往生事^{③④}第十六

V	IV	III	II	I
第十五	第十五	第十五	第十五	××× ^④
除子息病 _難	除子息病 _一	除子息病	除 _ニ 子息病 _一	除子息 _ノ 病 _ヲ 難 ^①
男於 _ニ 當寺 _一	男於 _ニ 當寺 _一	男於當寺	男於 _ニ 當寺 _一	於當寺 _ニ ^②
始 _テ 建 _ニ 立スル登廊 _一 事	始建 _ニ 立登廊 _一 事	始建立登廊事	始建 _ニ 立登廊 _一 事	始建立登廊事 ^③
×××	×××	×××	×××	第五 ^④

除子息_ノ病_ヲ難_ニ於當寺_一始建立登廊事^{③④}第五

V	IV	III	II	I
第十四	第十四	第十四	第十四	××× ^④
木津 _ノ 里 _ノ 貧夫	木津里貧男	木津里貧男	木津里貧男	木津 _ノ 里 _ノ 貧夫 _カ ^①
成 _ニ 富貴 _一	成 _ニ 富貴 _一	成富貴	成 _ニ 富貴 _一	成富貴 _一 ^②
鐘 _ヲ 施 _ニ 入當寺 _一 事	施 _ニ 入當寺鐘 _ニ 事	施入當寺鐘事	施 _ニ 入當寺鐘 _ニ 事	鐘 _ヲ 施入當寺 _ニ 事 ^③
×××	×××	×××	×××	第十四 ^④

木津_ノ里_ノ貧夫_カ成富貴_一鐘_ヲ施入當寺_ニ事^{③④}第十四

V	IV	III	II	I
第十九	第十九	第十九	第十九	××× ^④
宇治関白	宇治関白	宇治関白	宇治関白	宇治関白 ^①
依二夢ノ告一 ^ニ	依二夢告一	依夢告	依二夢告一	依夢告 ^②
知二大聖灰燼 ^シ 益一 ^ラ 支	知二灰燼ノ益一 ^ニ 事	知灰燼益事	知二灰燼益事	知大聖灰燼益事 ^③
××× ^④	×××	×××	×××	第十九 ^④

宇治関白依夢告^①知大聖灰燼益事^③第十九

V	IV	III	II	I
第十八	第十八	第十八	第十八	××× ^③
依観音託ノ告	依二観音託告一	依観音託告	依二観音託告一	依観音ノ託告 ^①
往生事	往生事	往生事	往生事	往生 ^② スル事
×××	×××	×××	×××	第十八 ^③

明尊僧正依観音ノ託告念佛往生^②スル事^③第十八

V	IV	III	II	I
第十七	第十七	第十七	第十七	××× ^⑤
延成ノ朝臣	延成 ^{シナリ} 朝臣	延成朝臣	延成朝臣	延成朝臣 ^①
不 ^ニ 運 ^ニ 進	不運進	不運進	不 ^レ 運 ^ニ 進	不運進 ^②
佛師官食一	佛師官食一	佛師官食	佛師官食一	佛師ノ官食 ^③
被 ^レ 罰事	被罰事	被罰事	被 ^レ 罰事	被罰事 ^④
×××	×××	×××	×××	第十七 ^⑤
××××××	付預罰諸人事	付預罰諸人事	付預罰諸人事	諸人被罰事 ^⑥

延成朝臣^①不運進佛師ノ官食被罰事^⑤第十七付諸人被罰事^⑥

—その一（上目録）— 完